

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 4 年 1 2 月

砺波市議会定例会議案説明資料

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 4 年 1 2 月 1 日

砺波市議会 1 2 月定例会

令和4年12月砺波市議会定例会議案説明資料目次

1	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の要旨	1
2	砺波市職員の給与に関する条例等一部改正の要旨	1
3	砺波市職員定数条例一部改正の要旨	2
4	砺波市職員の定年等に関する条例一部改正の要旨	2

1 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の要旨

「地方公務員法の一部を改正する法律」の施行に伴う地方公務員の定年引上げの実施について、本市においても段階的に定年引上げを行うこととし、砺波市職員の再任用に関する条例の廃止及び関係する11条例を整備するため、この条例を制定するもの。

施行期日 令和5年4月1日

2 砺波市職員の給与に関する条例等一部改正の要旨

国の人事院勧告等に基づき、国及び県の給料表及び職員の勤勉手当の改定がそれぞれ実施されることから、これらに準じ、砺波市職員の給与に関する条例、砺波市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例、砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を行うもの。

(1) 給料表の改定

国の人事院勧告による俸給表に準じ、初任給及びおおむね30歳代半ばまでの職員が在職する号給について給料表を改定する。

(2) 期末勤勉手当の改定

区分	現行	改定後	増減
一般職	4.30月	4.40月	+0.10月
再任用一般職	2.25月	2.30月	+0.05月
特別職等(市議含む。)	3.25月	3.30月	+0.05月
特定任期付職員	3.25月	3.30月	+0.05月

(単位：月)

区分	適用年度	6月期			12月期			年間		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	R3年度	1.275	0.95	2.225	1.125	0.95	2.075	2.40	1.90	4.30
	R4年度当初	1.20	0.95	2.15	1.20	0.95	2.15	2.40	1.90	4.30
	R4年度改定	1.20	0.95	2.15	1.20	1.05	2.25	2.40	2.00	4.40
	R5年度以降	1.20	1.00	2.20	1.20	1.00	2.20	2.40	2.00	4.40
特定管理職員	R3年度	1.075	1.15	2.225	0.925	1.15	2.075	2.00	2.30	4.30
	R4年度当初	1.00	1.15	2.15	1.00	1.15	2.15	2.00	2.30	4.30
	R4年度改定	1.00	1.15	2.15	1.00	1.25	2.25	2.00	2.40	4.40
	R5年度以降	1.00	1.20	2.20	1.00	1.20	2.20	2.00	2.40	4.40
再任用一般職員	R3年度	0.725	0.45	1.175	0.625	0.45	1.075	1.35	0.90	2.25
	R4年度当初	0.675	0.45	1.125	0.675	0.45	1.125	1.35	0.90	2.25
	R4年度改定	0.675	0.45	1.125	0.675	0.50	1.175	1.35	0.95	2.30
	R5年度以降	0.675	0.475	1.15	0.675	0.475	1.15	1.35	0.95	2.30

再任用 特 定 管 理 員	R3年度	0.625	0.55	1.175	0.525	0.55	1.075	1.15	1.10	2.25
	R4年度当初	0.575	0.55	1.125	0.575	0.55	1.125	1.15	1.10	2.25
	R4年度改定	0.575	0.55	1.125	0.575	0.60	1.175	1.15	1.15	2.30
	R5年度以降	0.575	0.575	1.15	0.575	0.575	1.15	1.15	1.15	2.30
特 別 職 等	R3年度	1.675		1.675	1.575		1.575	3.25		3.25
	R4年度当初	1.625		1.625	1.625		1.625	3.25		3.25
	R4年度改定	1.625		1.625	1.675		1.675	3.30		3.30
	R5年度以降	1.65		1.65	1.65		1.65	3.30		3.30
特 定 期 付 職 員	R3年度	1.675		1.675	1.575		1.575	3.25		3.25
	R4年度当初	1.625		1.625	1.625		1.625	3.25		3.25
	R4年度改定	1.625		1.625	1.675		1.675	3.30		3.30
	R5年度以降	1.65		1.65	1.65		1.65	3.30		3.30

施行期日 公布の日（一部規定は令和5年4月1日施行）

3 砺波市職員定数条例一部改正の要旨

市立砺波総合病院の医療体制の充実並びに働き方改革の推進及び経営基盤の強化を図るため、職員の定数を見直すこととし、この条例において所要の改正を行うもの。

(1) 職員の定数改正

区分	現行	改正後
市長の事務部局の職員	868人	900人
イ 総合病院の職員	663人	695人

施行期日 令和5年4月1日

4 砺波市職員の定年等に関する条例一部改正の要旨

令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、2年に1歳ずつ65歳まで段階的に定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入に関し、この条例において所要の改正を行うもの。

(1) 定年に関する経過措置

期間	年齢
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和13年4月1日以降	65歳

施行期日 令和5年4月1日（一部規定は公布の日施行）

